

表

ノロウイルスに注意しましょう!!

ノロウイルスが原因で、おう吐・下痢を起こす方が増えています。以下の点に注意して感染を予防しましょう。

【感染の原因】

- ◆ ノロウイルスは口から体内に入り感染します。ノロウイルスに感染した食品（カキなどの二枚貝等）を生又は不十分な加熱で食べることによって感染します。
- ◆ 感染力が非常に強いので、感染した人のふん便・おう吐物を適切に処理しないと、他の人に二次感染します。

【感染時の症状】

- ◆ 感染後12～48時間位で、吐き気・おう吐・下痢・腹痛等の症状が現れます。発熱は軽度ですが、脱水症状になりがちなので水分補給に気を付けましょう。
- ◆ 通常は1～2日程度で症状が治まりますが、子どもやお年寄りなど、抵抗力の弱い人は特に注意してください。重症の場合は、すぐに医療機関で受診しましょう。
- ◆ 症状が消えても、長い人で1箇月近くノロウイルスがふん便とともに排泄されます。

【おう吐物の処理】

◇ 処理時とその後しばらくは、窓を開け十分換気してください。

- ① 処理をする人自身が感染しないよう、使い捨ての手袋やマスク等を着用し、ペーパータオル等でおう吐物を静かに拭き取ります。
- ② 使用したペーパータオル等はすぐにビニール袋に入れ、処分します。
- ③ おう吐物が付着していた床とその周囲を、消毒液（台所用漂白剤を0.1%に薄めたもの）を染み込ませたペーパータオル等で覆い、消毒します。
- ④ じゅうたん等脱色する物の消毒には、水拭き後、スチームアイロンの使用も有効です。

【消毒の目安】

- ◆ 湯、蒸気消毒 → 85度以上で1分以上
- ◆ 塩素系漂白剤（ハイター・ブリーチ等） → 10分

消毒液の作り方

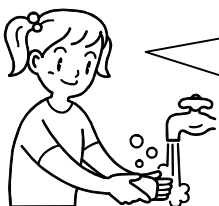
【準備物】

- ・市販の台所用漂白剤（濃度6%）
- ・空の2リットルペットボトル

◆ **食器・衣類等の消毒用** (0.02%)
ペットボトルキャップ2杯弱の原液を水で2リットルに希釈します。

◆ **ふん便・おう吐物の処理用** (0.1%)
ペットボトルキャップ8杯強の原液を水で2リットルに希釈します。

※ これらの消毒液は、手指消毒には使用しないでください。



感染予防のポイントは「手洗い」です。
外出後・調理前・食事前・トイレ後等には、石けんで必ず30秒以上
手を洗いましょう。

○問合せ先

高萩市役所 健康づくり課 保健予防グループ TEL 24-2121

架空請求はがきにご注意を！

- ◆ 公的機関を連想させる架空の団体名を名乗り、電話連絡を求めるはがきを送りつける架空請求が増えています。
- ◆ これらのようなはがきを送られてきた場合、記載してある連絡先には絶対に連絡をしないでください。連絡をすることで、新たな個人情報を聞き出されるおそれがあります。
- ◆ このような架空請求は無視して、相手にしないことです。ご心配な方は高萩市消費生活センターにご相談ください。

○相談・問合せ先

高萩市消費生活センター（仮設庁舎C棟1階）
TEL 23-2114

【開設日】月・水・金曜日の9:00～12:00、
13:00～17:00（祝日・年末年始を除く。）

【架空請求はがきの例】

訴状通知書	
管理番号(甲)●●●●	平成24年●●月●●日
<p>紛争処理保全センターは保全の立場から当該会社(原告側)が貴方に対して管轄裁判所に訴状申請された事を通知する事と並びに貴方への訴訟内容の正当性を確認するための機関です。訴状申請された当該会社、訴訟内容の確認につきましては担当職員にて受けたまわりますので早急に確認してください。</p> <p>尚、故意に放置しておく原告側の言い分どおりの判決を下され執行官立ち合いの元あなたの給料や財産の差し押さえをされてしまう事もありますので十分ご注意ください。</p> <p>※身に覚えが無い場合でも個人情報が悪用される手口が最近では見受けられます。必ずご連絡して下さい。ご連絡が無い場合は訴状が受理され次第、管轄裁判所からの呼出状送達後に出廷となります。</p> <p>※やむを得ず代理の方がご連絡される場合は代理の方の本人確認が必要になりますのでご了承ください。</p>	
<p>受付時間 9:00～17:00（土・日・祭日を除く）</p> <p>（相談窓口） 03-6362-●●●●</p> <p>〒136-0072 東京都江東区大島9丁目9番地3号セントラルタワー3F</p> <p>紛争処理保全センター</p>	

はかり（計量器）の定期検査について

商取引や証明等に使用するはかり（計量器）は、2年に1回、定期検査を受けることが義務付けられています。高萩市では、定期検査を下記のとおり実施しますので、検査対象となる方は最寄りの会場で受検してください。

なお、所在場所検査又は巡回検査制度を希望される場合は、お問い合わせください。

○定期検査日程等

検査月日	時間	検査場所
1月24日（木）	10:30～15:00	旧高萩市商工会館（春日町2-14）
25日（金）	10:30～11:00	清流の郷花貫物産センター（大能1100-2）
	11:20～12:00	上君田生活改善センター（上君田715）
	13:30～15:00	有明町集会所（有明町2-13-1）
28日（月）	10:30～12:00	秋山小学校（島名2161-1）
	13:30～15:00	松岡地区公民館（下手綱787-1）
29日（火）	10:30～15:00	旧高萩市商工会館（春日町2-14）

○持参するもの

- ① 手数料（1台当たり260円～3,000円程度）
- ② 受検通知はがき
- ③ はかり（計量器） ※ 分銅、おもりも必ず持参してください。

○問合せ先

㈱茨城県計量協会 TEL 029-225-7973

茨城県計量検定所 TEL 029-221-2763

高萩市役所 まちづくり観光課 まちづくり・商エグループ TEL 23-7316

